

社会福祉法人すみれ会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人すみれ会の定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、報酬、賞与その他の法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(報酬の種類及び額)

第3条 この法人の役員に対して、各年度の総額が20万円を超えない範囲で、職務執行の対価として別表1により報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、別表1により報酬を支給することができる。

3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。
ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

4 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

5 交通費の実費が、別表1の報酬額を超える場合には、その実費とする。

(費用弁償)

- 第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
 - 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

(兼務役員)

- 第5条 施設の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の支給日)

- 第6条 役員等の報酬の支給時期は、会議出席日及び職務を遂行した都度、当日に支給する。
- 2 報酬は、通貨を持って本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人指定の本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(公表)

- 第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

- 第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は令和4年7月1日から施行する。

別表 1

名 称	職 務	報 酬 (日 額)
理事会出席報酬等	理事	5,000円
	監事	
評議員会出席報酬等	評議員	
	理事	
	監事	
監事監査指導報酬等	監事	